

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部) の訂正報告書

デジタルグリッド株式会社

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年4月4日
【会社名】	デジタルグリッド株式会社
【英訳名】	DIGITAL GRID Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 豊田 祐介
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目7番1号
【電話番号】	03-6256-0008（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 嶋田 剛久
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目7番1号
【電話番号】	03-6256-0008（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 嶋田 剛久

1【新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書の提出理由】

2025年3月18日付をもって提出した新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の記載事項のうち、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等（2）役員の状況」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報	1頁
第2 事業の状況	1
1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	1
第4 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
（2）新株予約権等の状況	5
① ストックオプション制度の内容	5
4 コーポレート・ガバナンスの状況等	13
（2）役員の状況	13
第四部 株式公開情報	17
第3 株主の状況	17

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(2) 経営環境

① 電力PF事業

(訂正前)

(省略)

(※11) TAM、SAM及びSOMは、「2040年度におけるエネルギー需給の見通し、電力調査統計 電力需要実績 2023年度 (資源エネルギー庁)」をもとに、※11、※12、※13に記載の方法により当社が算出した推計値。統計情報や第三者により作成されたデータの精度には限界があるほか、当社による一定の仮定、前提、試算に基づいて算出された推計値であるため、実際の市場規模とは異なる可能性がある

(以下省略)

(訂正後)

(省略)

(※11) TAM、SAM及びSOMは、「2040年度におけるエネルギー需給の見通し、電力調査統計 電力需要実績 2023年度 (資源エネルギー庁)」をもとに、※12、※13及び※14に記載の方法により当社が算出した推計値。統計情報や第三者により作成されたデータの精度には限界があるほか、当社による一定の仮定、前提、試算に基づいて算出された推計値であるため、実際の市場規模とは異なる可能性がある

(以下省略)

② 再エネPF事業

(訂正前)

(省略)

(※7) TAM、SAM及びSOMは、※7、※8、※9及び※10に記載の方法により当社が算出した推計値。統計情報や第三者により作成されたデータの精度には限界があるほか、当社による一定の仮定、前提、試算に基づいて算出された推計値であるため、実際の市場規模とは異なる可能性がある。

(以下省略)

(訂正後)

(省略)

(※7) TAM、SAM及びSOMは、※8、※9及び※10に記載の方法により当社が算出した推計値。統計情報や第三者により作成されたデータの精度には限界があるほか、当社による一定の仮定、前提、試算に基づいて算出された推計値であるため、実際の市場規模とは異なる可能性がある

(以下省略)

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

(訂正前)

(省略)

・2023年7月期

(単位：百万円)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	355	440	505	390
DGP手数料売上高（※1）	58	216	249	333
DGP手数料売上高除く売上高	296	223	255	56
営業利益	114	165	163	△4（注2）

・2024年7月期

(単位：百万円)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	646	765	852	1,251
DGP手数料売上高（※1）	474	591	700	1,052
DGP手数料売上高除く売上高	172	173	152	198
営業利益	303	388	393	461

・2025年7月期

(単位：百万円)	第1四半期	第2四半期
売上高	1,687	1,620
DGP手数料売上高（※1）	1,224	1,199
DGP手数料売上高除く売上高	463	421
営業利益	973	736

（※1）売上高からDGP手数料売上高のみを抽出した数値

（※2）一般送配電事業者との精算額、Jクレジット販売、FIT非化石証書仲介手数料などが含まれる数値

（※3）営業損失は決算賞与支給による一過性のものや研究開発費、排出係数調整費が主な要因

・2023年7月期

指標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
GMV（取扱電力量。GWh）	51	127	153	204
需要家	50	123	148	200
再エネ発電家	1	4	5	4
契約容量（MW）（※1）	68	188	331	298
需要家	67	176	318	279
再エネ発電家	1	11	13	18
契約拠点数（数）（※2）	276	1,012	992	1,664
需要拠点数	267	984	959	1,587
再エネ発電拠点数	9	28	33	77

・2024年7月期

指標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
GMV（取扱電力量。GWh）	271	319	364	542
需要家	264	309	338	502
再エネ発電家	7	10	27	40
契約容量（MW）（※1）	384	504	621	799
需要家	354	437	510	656
再エネ発電家	30	67	110	142
契約拠点数（数）（※2）	2,334	3,265	4,454	4,907
需要拠点数	2,164	2,941	3,898	4,223
再エネ発電拠点数	170	324	556	684

・2025年7月期

指標	第1四半期	第2四半期
GMV（取扱電力量。GWh）	640	628
需要家	600	585
再エネ発電家	40	43
契約容量（MW）（※1）	824	935
需要家	663	724
再エネ発電家	161	165
契約拠点数（数）（※1）	5,153	5,369
需要拠点数	4,269	4,264
再エネ発電拠点数	884	1,105

（※1）契約容量は託送月による合算値

（※2）当社グループと契約関係のない低圧の需要拠点を除く

（訂正後）

（省略）

・2023年7月期

（単位：百万円）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	355	440	505	390
DGP手数料売上高（※1）	58	216	249	333
DGP手数料売上高除く売上高 （※2）	296	223	255	56
営業利益	114	165	163	△4（※3）

・2024年7月期

（単位：百万円）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	646	765	852	1,251
DGP手数料売上高（※1）	474	591	700	1,052
DGP手数料売上高除く売上高 （※2）	172	173	152	198
営業利益	303	388	393	461

・2025年7月期

（単位：百万円）	第1四半期	第2四半期
売上高	1,687	1,620
DGP手数料売上高（※1）	1,224	1,199
DGP手数料売上高除く売上高 （※2）	463	421
営業利益	973	736

（※1）売上高からDGP手数料売上高のみを抽出した数値

（※2）一般送配電事業者との精算額、Jクレジット販売、FIT非化石証書仲介手数料などが含まれる数値

（※3）営業損失は決算賞与支給による一過性のものや研究開発費、排出係数調整費が主な要因

・2023年7月期

指標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
GMV（取扱電力量。GWh）	51	127	153	204
需要家	50	123	148	200
再エネ発電家	1	4	5	4
契約容量（MW）（※1）	68	188	331	298
需要家	67	176	318	279
再エネ発電家	1	11	13	18
契約拠点数（数）（※2）	276	1,012	992	1,664
需要拠点数	267	984	959	1,587
再エネ発電拠点数	9	28	33	77

・2024年7月期

指標	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
GMV（取扱電力量。GWh）	271	319	364	542
需要家	264	309	338	502
再エネ発電家	7	10	27	40
契約容量（MW）（※1）	384	504	621	799
需要家	354	437	510	656
再エネ発電家	30	67	110	142
契約拠点数（数）（※2）	2,334	3,265	4,454	4,907
需要拠点数	2,164	2,941	3,898	4,223
再エネ発電拠点数	170	324	556	684

・2025年7月期

指標	第1四半期	第2四半期
GMV（取扱電力量。GWh）	640	628
需要家	600	585
再エネ発電家	40	43
契約容量（MW）（※1）	824	889
需要家	663	724
再エネ発電家	161	165
契約拠点数（数）（※2）	5,153	5,369
需要拠点数	4,269	4,264
再エネ発電拠点数	884	1,105

（※1）契約容量は託送月による合算値

（※2）当社グループと契約関係のない低圧の需要拠点を除く

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第8回新株予約権

(訂正前)

(省略)

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は10株あります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができますものとします。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として「顧問契約／業務委託契約」の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）のいずれか一方が満たされているものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収（新株予約権割当契約書に定義する「買収」をいう。）を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）がなされた場合）、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。
- ③ 新株予約権者が、注3. ①に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができます。

5. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(訂正後)

(省略)

- (注) 1. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は 1 株、提出日の前月末現在は 10 株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができますものとします。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（株式の無償割当による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が親会社となる株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約／業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）のいずれか一方が満たされているものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたとき、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について当該親会社の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収（新株予約権割当契約書に定義する「買収」をいう。）を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議

(取締役会設置会社でない場合には取締役の決定)がなされた場合)、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

- ③ 新株予約権者が、注3. ①に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができます。

5. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- ② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- ③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- ④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- ⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

第9回新株予約権

(訂正前)

(省略)

(注) 1. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数は10株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約／業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）のいずれか一方が満たされているものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収（新株予約権割当契約書に定義する「買収」をいう。）を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）がなされた場合）、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

- ③ 新株予約権者が、注3. ①に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- ② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- ③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- ④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- ⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(訂正後)

(省略)

- (注) 1. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数は10株であります。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価に読み替えるものとします。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とします。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が親会社となる株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとします。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。また、新株予約権の割当てを受けた社外協力者は、日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場する日においても、社外協力者として〔顧問契約／業務委託契約〕の関係を継続していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。もしくは、当社の買収を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）のいずれか一方が満たされているものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたとき、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について当該親会社の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会の決議）がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができます。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、当社の買収（新株予約権割当契約書に定義する「買収」をいう。）を目的とする議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議（取締役会設置会社でない場合には取締役の決定）がなされた場合）、当社は、当社の取締役会が別途定

める日の到来をもって、同日時点で残存する本新株予約権のすべてを、同日時点の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

- ③ 新株予約権者が、注3. ①に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができます。

5. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- ② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- ③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- ④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- ⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

(訂正前)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
			(省略)		
監査役	木村 幸夫	1976年1月26日	2000年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2006年5月 グローウィン・パートナーズ(株) 入社 2010年11月 アニコム損害保険(株) 入社 資産運用部門担当部長 2012年2月 アニコム損害保険(株) 保険金支払業務改善担当部長 2012年7月 アニコムホールディングス(株) 経営企画部長 2015年4月 アニコム キャピタル(株) 代表取締役社長（兼務 アニコムホールディングス(株) 経営企画部長） 2016年12月 レジュプレス(株)（現 コインチェック(株)）入社 執行役員CFO 2019年12月 ユニオンテック(株)（現 クラフトバンク(株)）入社 執行役員CFO 2021年6月 ファーマバイオ(株) 入社 経営企画室／管理部 管掌執行役員 2022年3月 当社 社外監査役 就任（現任） 2023年8月 木村幸夫公認会計士事務所 代表 就任（現任） 2024年8月 (株)3WELL 社外監査役 就任（現任）	(注5)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	左合 秀行	1964年 9 月 7 日	1987年 4 月 ㈱三菱銀行（現 ㈱三菱UFJ銀行）入行 1994年7月 三菱ファイナンス・インターナショナル出向 2002年10月 三菱証券㈱出向 2006年11月 三菱UFJ証券㈱ ストラクチャード・プロダクツ部長 2010年 5 月 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱ 商品戦略部長 2012年 9 月 同社 業務運営本部本部長補佐 2014年 6 月 同社 執行役員 業務運営本部副本部長 三菱UFJ証券ホールディングス㈱ 執行役員 リテール連結担当 2017年 6 月 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱ 執行役員 地区部長（東海地区担当） 2018年 6 月 同社 執行役員 京都支店長並びに京都事業法人部の担当 2020年 6 月 三菱UFJ証券ホールディングス㈱ 取締役 監査等委員 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券㈱ 常勤監査役 三菱UFJ モルガン・スタンレーPB証券㈱ 監査役 2025年 2 月 当社 社外監査役 就任（現任）	(注6)	－
計					775,000

- (注) 1. 取締役井上 龍子、大槻 陸夫は、社外取締役であります。
2. 監査役木村 幸夫、左合 秀行は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2024年10月30日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2021年10月29日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2022年 3 月31日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 監査役の任期は、2025年 2 月12日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
7. 当社は意思決定の迅速化、経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員の担当及び氏名は以下のとおりであります。

担当	氏名
プラットフォーム事業部管掌	野崎 翔吾
プラットフォーム事業部管掌	松井 英章
コーポレート部管掌	加藤 荒太

(訂正後)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
			(省略)		
監査役	木村 幸夫	1976年1月26日	2000年10月 監査法人トーマツ（現 有 限責任監査法人トーマツ） 入所 2006年5月 グローウィン・パートナ ズ(株) 入社 2010年11月 アニコム損害保険(株) 入社 資産運用部門担当部長 2012年2月 アニコム損害保険(株) 保険 金支払業務改善担当部長 2012年7月 アニコムホールディングス (株) 経営企画部長 2015年4月 アニコム キャピタル(株) 代 表取締役社長（兼務 アニ コムホールディングス(株) 経営企画部長） 2016年12月 レジューブレス(株)（現 コイ ンチェック(株)）入社 執行 役員C F O 2019年12月 ユニオンテック(株)（現 ク ラフトバンク(株)）入社 執 行役員C F O 2021年6月 ファーマバイオ(株) 入社 経営企画室／管理部 管掌 執行役員 2022年3月 当社 社外監査役 就任 （現任） 2023年8月 木村幸夫公認会計士事務所 代表 就任（現任） 2024年8月 (株)3WELL 社外監査役 就 任（現任）	(注4)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	左合 秀行	1964年 9 月 7 日	1987年 4 月 (株)三菱銀行（現 (株)三菱UFJ銀行）入行 1994年7月 三菱ファイナンス・インターナショナル出向 2002年10月 三菱証券(株)出向 2006年11月 三菱UFJ証券(株) ストラクチャード・プロダクツ部長 2010年 5 月 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株) 商品戦略部長 2012年 9 月 同社 業務運営本部本部長補佐 2014年 6 月 同社 執行役員 業務運営本部副本部長 三菱UFJ証券ホールディングス(株) 執行役員 リテール連結担当 2017年 6 月 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株) 執行役員 地区部長（東海地区担当） 2018年 6 月 同社 執行役員 京都支店長並びに京都事業法人部の担当 2020年 6 月 三菱UFJ証券ホールディングス(株) 取締役 監査等委員 三菱UFJ モルガン・スタンレー証券(株) 常勤監査役 三菱UFJ モルガン・スタンレーPB証券(株) 監査役 2025年 2 月 当社 社外監査役 就任（現任）	(注4)	—
計					775,000

- (注) 1. 取締役井上 龍子、大槻 陸夫は、社外取締役であります。
2. 監査役木村 幸夫、左合 秀行は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年2月12日開催の臨時株主総会にて選任された時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2025年2月12日開催の臨時株主総会にて選任された時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は意思決定の迅速化、経営責任を明確にするため、執行役員制度を導入しております。執行役員の担当及び氏名は以下のとおりであります。

担当	氏名
プラットフォーム事業部管掌	野崎 翔吾
プラットフォーム事業部管掌	松井 英章
コーポレート部管掌	加藤 荒太

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
	(省略)		
ローム㈱	京都府京都市右京区西院溝崎町21	21, 110	0. 29
その他77名		600, 260 <u>(19, 830)</u>	8. 12 (4. 13)
計	—	7, 394, 310 (1, 461, 010)	100. 00 (19. 76)

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
	(省略)		
ローム㈱	京都府京都市右京区西院溝崎町21番地	21, 110	0. 29
その他77名		600, 260 <u>(305, 100)</u>	8. 12 (4. 13)
計	—	7, 394, 310 (1, 461, 010)	100. 00 (19. 76)